

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	杵築市立学校児童生徒特別支援教育就学奨励規則による小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、杵築市立学校児童生徒特別支援教育就学奨励規則による小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県杵築市教育委員会

公表日

令和5年2月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	杵築市立学校児童生徒特別支援教育就学奨励規則による小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	杵築市立学校児童生徒特別支援教育就学奨励規則による小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務 認定基準： ①特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条及び同条の規定により文部科学大臣が定める保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領に適合すると認められる者 ②上記の項目のほか、杵築市教育委員会において特別の事情があると認められる者 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、杵築市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号利用条例」という。）の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 就学奨励該当者の決定に関する事務 ② 就学奨励費の取消しに関する事務 ③ 就学奨励費の返還に関する事務
③システムの名称	1. MICJET番号連携サーバ 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費一件	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例第4条第1項及び別表第1の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 教育総務課
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL:0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育総務課 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL:0977-75-2410

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	認定基準:①特別支援が項への	認定基準:①特別支援学校への	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用条例第4条第1項及び別表第1の14の項	・番号利用条例第4条第1項及び別表第1の15の項	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事後	
平成29年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号の規定による特定個人情報保護委員会規則		事後	
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	教育総務課長	教育総務課長 坪井尚裕	事後	
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	平成27年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年7月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例第4条第1項及び別表第1の15の項	・番号法第9条第2項 ・番号利用条例第4条第1項及び別表第1の16の項	事後	
平成30年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成30年7月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
平成30年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	教育総務課長 坪井尚裕	教育総務課長	事後	
平成30年7月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月18日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	Ⅳ リスク対策		新様式として追加	事後	
令和1年10月25日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	就学援助認定名簿、就学援助費支払一件	特別支援教育就学奨励費一件	事後	
令和1年10月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和1年10月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和元年10月1日時点	事後	
令和2年10月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月26日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○] 外部監査	[] 外部監査	事後	
令和3年10月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月26日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
令和4年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月1日	Ⅳ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	